

第2章

計画策定の背景

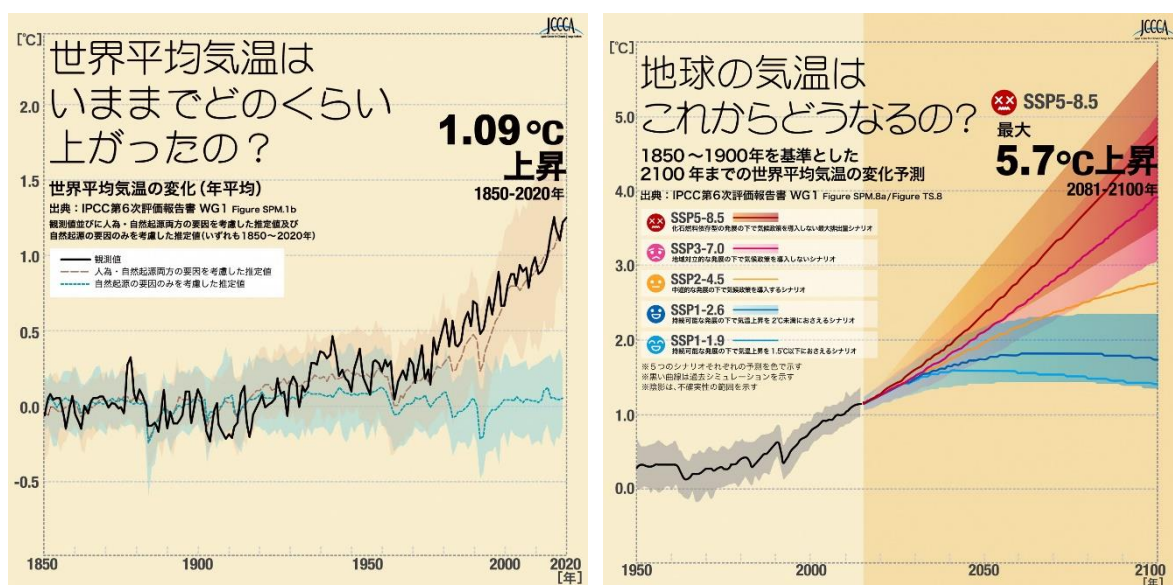
1 国内外の動向

(1) 地球温暖化

地球の気温を適度な温度に保っている温室効果ガス※2の濃度が高くなりすぎると、気温が上昇して様々な影響を及ぼすようになります。

2021年の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）※3の第6次評価報告書によると、世界の平均気温は、工業化以前（1750年頃）と比較して1.09℃上昇し、対策を講じないまま上昇を続けると、今世紀末までに3.3～5.7℃上昇すると予想されます。

【図3 過去の平均気温と今後の予想】



出典) 温室効果ガスインベントリオフィス／

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>) より

2015年、第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）※4において、温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的枠組となる「パリ協定」が、国連サミットでは「持続可能な開発目標（SDGs）」がそれぞれ採択されました。

日本国内でも、平成28（2016）年に温暖化対策計画が策定され、温室効果ガス排出量を2030年までに2013年比26%、2050年には80%削減することとし

ました。さらに令和3(2021)年の改定で経済活動に伴う温室効果ガス排出量を2050年に実質ゼロとする「カーボンニュートラル」※5を宣言し、中期目標として2030年で46%削減(さらに50%を目指す)することとしました。

平成30(2018)年に第5次環境基本計画が閣議決定され、環境に関する経済・社会的課題の同時解決を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげるとともに、地域の活力を最大限発揮する「地域循環共生圏」※6の考え方を提唱しました。

さらに、同年成立した気候変動適応法に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応計画が閣議決定されました。

京都府でも、温暖化対策計画の改定を受け、令和2(2020)年に策定した京都府地球温暖化対策推進計画を令和4(2022)年に改定し、国の計画と同様に2050年のカーボンニュートラルを目指す他、再生可能エネルギー導入の「促進区域」※7設定に関する環境配慮基準を示しました。

(2) 循環型社会

公衆衛生の向上を目的としていた廃棄物処理は2000年代以降3R※8による循環型社会の構築を目指したものとなり、各種リサイクル法が成立しました。平成30(2018)年、第4次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、廃棄物の適正処理の推進と資源循環体制の構築、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、万全な災害廃棄物処理体制の構築などにより持続可能な社会づくりとの統合的な取組を実施するものとされました。

京都府でも、平成29(2017)年に第2期、令和4(2022)年に第3期の京都府循環型社会形成計画が策定され、SDGsの考え方を踏まえた環境・経済・社会の好循環の創出に向けた取組を推進するものとしています。

平成25(2013)年、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)が施行され、自治体等による拠点回収が開始されました。2020東京オリンピック・パラリンピックでは、「都市鉱山でつくる!みんなのメダルプロジェクト」において、使用済み小型家電から回収された金属によりメダルが製作されました。

日常生活で大量に使用されているプラスチック製品が適正に処理されず、不法投棄などにより河川を通じて海洋に流出したものがマイクロプラスチック※9となり、環境汚染や生物への影響が懸念されています。

平成21(2009)年に施行された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理推進法)」が平成30(2018)年に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海

岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に改正され、海洋漂着物を抑制するため、国は都道府県を通じて河川での不法投棄の防止などの取り組みを支援しています。

京都府でも、国の基本方針の改定を受け平成 30（2018）年に「京都府海岸漂着物等対策推進地域計画」を改定し、海岸を有する市町での海洋漂着物の回収や、川上の自治体でも使い捨てプラスチック削減のための啓発などを行っています。

令和 2（2020）年、海洋等へのプラスチックごみ拡散問題に対応し、使い捨てプラスチックを削減する目的でレジ袋の有料化が実施され、エコバッグの利用率が高まる等、人々の意識の変化が見られました。

令和 4（2022）年、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、今後は「容器包装物」に加えてその他の全プラスチック製品の分別収集への取り組みが開始されます。

（3）生活環境

かつて、典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下）が社会問題となり、その後、各種公害対策法の制定により対策が進んだことで、事業所から汚染物質が排出されることが減少したものの、近年は身近な生活の場での騒音や臭気に関する苦情が増加する傾向にあります。また、アスベスト※10 や PM 2.5 ※11、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）※12 等の化学物質による汚染が新たな問題となっています。

平成 22（2010）年 10 月、「水銀に関する水俣条約」が熊本市及び水俣市で開催された同条約外交会議及びその準備会合において全会一致で採択され、92 国が署名して平成 29（2017）年に発効しました。我が国でも水銀の排出や使用製品についての規制を強化、一定以上の濃度のものを「特別管理廃棄物※13」として厳しく管理することとなりました。

京都府では、各地の道路や河川でポイ捨てされたごみが散乱している状況に対応するため、平成 28（2016）年から「不法投棄やっつけ隊」を実施しており、山林や河川等に投棄されたごみを取り除き、不法投棄されない環境を目指して、行政、事業者、住民が連携して、これまでに福知山市、久御山町、宇治田原町、南山城村、木津川市で実施されています。

（4）生物多様性

2022 年 12 月、カナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP 15）※14 第二部で生物多様性に関する新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、自然と共生する世界（2050 年ビジョン）を目指し、自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の

損失を止め反転させるための緊急の行動をとる（2030年ミッション）こととじています。

令和4（2022）年に策定された生物多様性国家戦略2023-2030では、同戦略2012-2020における自然共生社会に向けた方向性をさらに発展させ、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」を含めた自然資本の保全と活用をするための行動計画を示しました。

京都府でも平成30（2018）年に京都府生物多様性地域戦略を策定、京都らしい生態系と生活や文化が共存共栄する社会を持続可能なものとして引き継いでいくため、多様な主体が積極的にかかわる共生型の生物多様性の保全と利活用を進めており、令和5（2023）年、行政や民間団体、地域住民や事業者が連携する活動拠点として、京都市と共同で「きょうと生物多様性センター」を設立しました。

（5）環境学習・協働

2002年、第57回国連総会において、日本の提案により「国連持続可能な開発のための教育の10年（DESD）」に関する決議案が採択され、平成19（2007）年、主導機関であるユネスコ※15の日本国内委員会でDESDの更なる推進に向けた提言が採択され、ユネスコ事務局長に提出されました。

平成24（2016）年、一人ひとりが環境についての理解を深め、環境活動に取り組む意欲を高めるための支援と環境教育を進めるため「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」が改正され、同法に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、平成30（2018）年には同法の規定により施行後5年が経過した段階で同方針が変更されました。

基本方針は、地域や民間企業が取り組む「体験の機会の場」を「地域や国を越えた交流の拠点」と位置づけ、人の交流促進、成長につなげる学びの提供、地域や企業の魅力の再認識を通じて、持続可能な社会づくりにつなげるものです。同法及び基本方針ではパートナーシップ（協働取組）の必要性が強調され、環境行政への民間団体等の参加を促進し、行政、国民、民間団体等の関係主体による協働取組協定の締結推進、NPO※16等の活動を支援しています。

京都府では、「京都環境フェスティバル」「KYOTO地球環境の殿堂」などのイベント、子どもたちに向けた環境学習ポータルサイト「エコこと学ぼ」や「夏休み省エネチャレンジ」「身近な川の生物調査」などに取り組んでいます。

2 その他の動向

(1) 持続可能な開発目標 (SDGs)

「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」は、17 のゴールと 169 のターゲットで構成される国際目標で、2015 年 9 月の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されており、2030 年を達成目標とし、持続可能でよりよい世界を目指します。

SDGs はすべての国が取り組むべき目標ですが、各国政府だけでなく、企業や自治体、市民など一人ひとりが行動することを求め、だれ一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。

その目標は環境に関するものだけではなく、貧困、ジェンダー、経済成長、平和などあらゆる分野に及び、行政の業務や企業活動などはそのいずれかに関わりがあります。

本計画では、分野ごとに該当する項目のアイコンを示します。

【図4 SDGsの17のゴール】



（２）新型コロナウイルス感染症の影響

2019年12月に確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は瞬く間に世界中に拡大し、経済や社会の在り方に大きな影響を与えました。

日常生活においても、外出抑制や「三密」の回避により、人が集まる機会が減少し、イベントや屋内での学習会を開催することが困難となりました。最近では予防接種等による感染対策が進みつつあることから、主に屋外での環境学習については状況を見ながら模索が続けられています。

一方、「リアル」で人が集まらず、遠隔地にいながらインターネットを利用した会議やイベント、在宅で勤務する「リモート」という新しい形の文化が生まれています。

令和5（2023）年5月より、感染症法上の取り扱いが「2類」から「5類」となり、監視体制や感染対策が変更されていますが、依然として感染拡大の懸念は残されています。

これまでもたびたび発生してきた新興感染症は、開発による森林減少や野生生物との接触といった土地利用の変化、気候変動等の地球環境の変化が深く関係しているといわれ、今後の人間活動や自然との共生の在り方の再考を私たちに突き付けています。

（３）宇治田原町の動向

平成27（2015）年、城南衛生管理組合※17を構成する3市3町（宇治市、八幡市、城陽市、久御山町、井手町、本町）ではプラスチック製容器包装物（プラマーク）の分別収集が開始され、それまで「燃やさないごみ」として処理されていたごみの一部が資源物としてリサイクルされることになりました。

同年、自宅等での再生可能エネルギーの利用促進の一環として、薪ストーブ・ペレットストーブ設置費用への補助金交付制度を開始しました（令和2（2020）年度で終了）。

平成28（2016）年、前年10月からの試行期間を経て、使用済み小型家電の回収を開始しました。役場等の公共施設に回収ボックスを設置し、指定の27品目を回収。翌年から「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に本町も参加し、回収された使用済み小型家電からリサイクルされた金属がメダルの材料として使用されました。

平成30（2018）年の同プロジェクト終了に伴い、回収を一時中断していましたが、令和4（2022）年に回収を再開し、従来の対象品目に加え、パソコン、モニター、プリンター等幅広い家電製品を回収し、城南衛生管理組合構成市町が同組合に搬入し、組合から契約業者に引き渡されています。本町では2022年中に不法投棄分を含め、1t以上を搬入しました。

平成29（2017）年から、自宅に太陽光パネルと蓄電池を同時設置した住民へ

の補助金の交付を開始し、現在も年間4～5件の交付実績があります。

令和元（2019）年、エコパートナーシップうじたわらが国や京都府のレッドリストに掲載されている野生生物に加え、外来種※18（ブラックリスト）や地質を掲載した「宇治田原町の自然環境」を発行しました。

町と町内で操業する事業者のうち一定の条件を備えた事業者とが「環境保全協定」を締結し、町が独自に設定した環境基準※19の遵守や排水の水質測定結果の報告等を求めていましたが、下水道の普及等を受け令和2（2020）年、協定の内容を見直し、従前の町独自基準から法律や京都府条例に規定する規制基準※20を遵守することを求めるものとなりました。

一般廃棄物の適正処理と排出量の削減を目的に、令和2（2020）年に町の廃棄物処理条例を改正し、町内で一般廃棄物（家庭系及び事業系）※21の収集運搬を許可制に移行し、また、従来、家庭ごみの自己搬入は処理手数料を免除していたものを有料とし、長さが1mを超える「大型ごみ」は事前申し込み制による収集としたことから、改正後は特に「燃やさないごみ」の排出量が減少し、一定の効果が見られました。

令和4（2022）年からは、環境汚染や発火事故の原因となる充電電池やバッテリー、廃水銀製品など処理困難物の拠点回収を役場で開始、城南衛生管理組合やリサイクル事業者に引き渡しています。

3 宇治田原町の概況

(1) 位置・地勢

宇治田原町は、京都府の東南部に位置し、京都府宇治市、城陽市、井手町、和束町、滋賀県大津市、甲賀市に接しています。令和2（2022）年に移転した町役場の位置は東経135度86分・北緯34度84分（10進数による）、海拔146mです。

町域は南北8.8km、東西が10.9km、総面積は58.16km²です。

北西部の大峰山（506.4m）を中心とする山地と、南端の鷲峰山（681.2m）から北東及び南西に連なる山地が大部分を占めており、南部山地から広がる標高200m～250mの丘陵部と河川沿いの平坦地からなり、そこに多くの谷が組み合わさって陰影に富んだ地形を作り出しています。

【図5 宇治田原町位置図】



出展：Map-It マップイット | 地図素材サイト



【図 6 宇治田原町の概要】

(2) 町内の概要

昭和 31 (1956) 年、田原村と宇治田原村が合併して誕生した宇治田原町は、上から見るとハートのような形をしています。

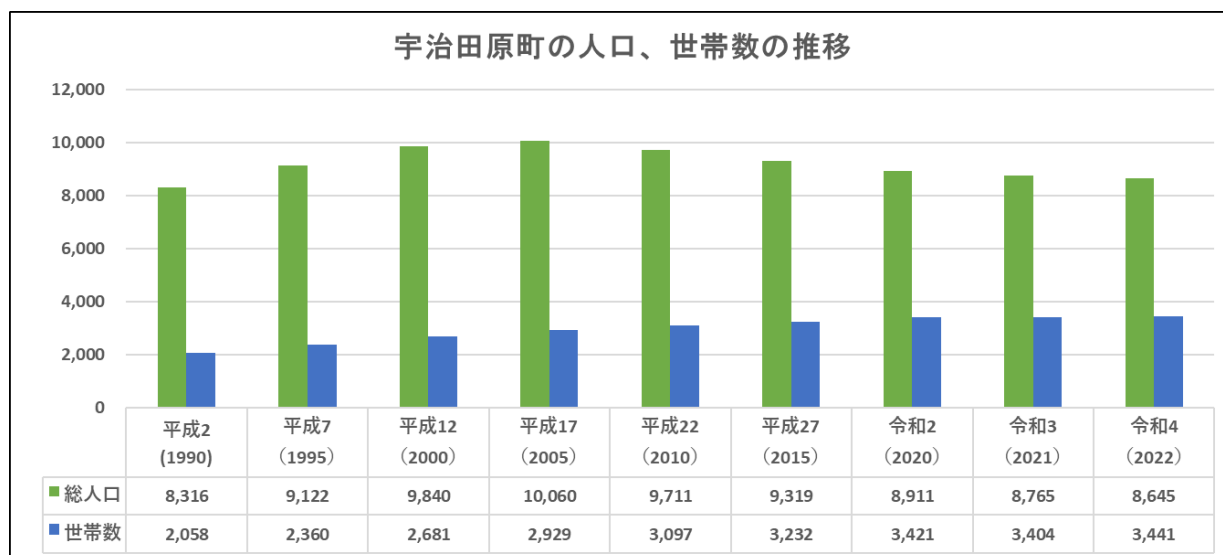
町内の河川は大きく分けると、湯屋谷の大滝を源とし、犬打川など多数の支流が合流して宇治川（瀬田川）に注ぐ田原川水系と、大福川などが合流し、最終的に瀬田川に合流する奥山田水系に分かれます。

町内を横断する国道 307 号は大阪方面と滋賀方面を結ぶ東西交通の大動脈で、新たな都市計画道路である宇治田原山手線の郷之口から町役場前までの区間が令和 5 (2023) 年までに開通し、さらにその東側の区間で整備が進められています。

(3) 人口

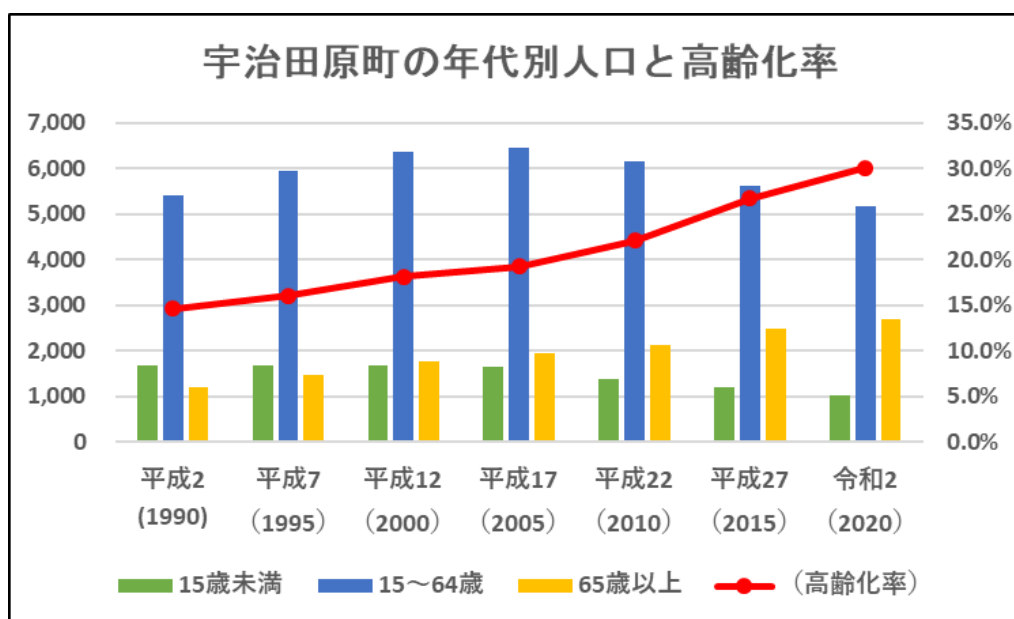
宇治田原町の人口は、新興住宅地の開発により増加してきましたが平成 16 (2006) 年度以降は減少に転じ、令和 4 (2022) 年 10 月 1 日現在で 8,645 人に、一方で世帯数は増加し、同年で 3,441 世帯となり、1 世帯あたりの人数は平成 2 (1990) 年度の 4.04 人から令和 4 (2022) 年度には 2.51 人と核家族化が進んでいます。

【図 7 町内の人口等の推移】(宇治田原町統計書をもとに作成)



年代別の人口では、平成 12 (2000) 年度以降は 65 歳以上の高齢者が 15 歳以下の若年層を上回り、高齢者人口は平成 2 (1990) 年度から令和 4 (2022) 年度にかけて 2 倍以上に増加、高齢化率も 15% 弱から 30% にまで達しており、高齢化が進行しています。

【図 8 年代別人口と高齢化率】(宇治田原町統計書をもとに作成)



(4) 土地利用

平成7(1995)年度から令和4(2022)年度の間は山林は128ha、田は30ha減少していますが、畑は46ha、宅地は65ha増加しています。その間、緑苑坂(住宅地)とテクノパーク、西の山集団茶園、国道307号及び府道宇治木屋線バイパスの開通などの開発事業が行われましたが、山林が町域の7割以上を占めています。なお、町域の面積は平成27(2015)年度に5,826haから5,816haに変更されています。

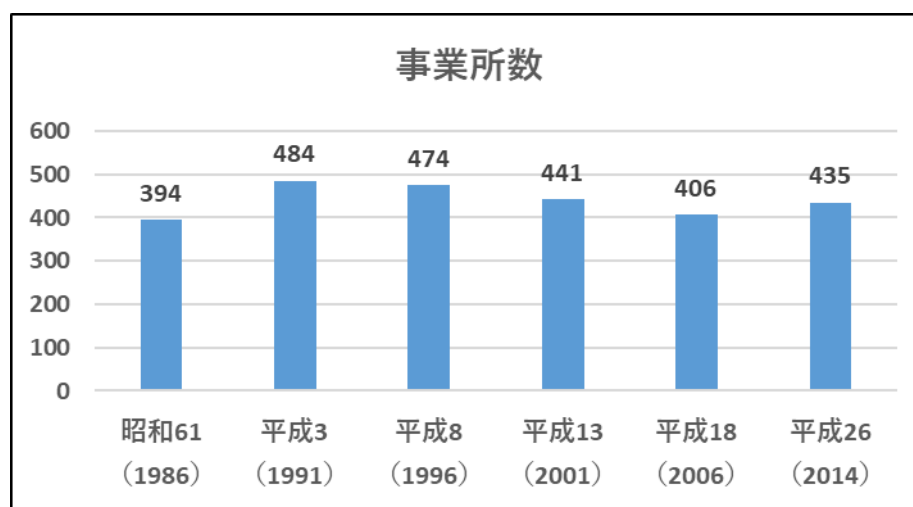
【表3 土地利用の内訳(ha)】(宇治田原町統計書をもとに作成)

	平成7 (1995)	平成15 (2003)	平成20 (2008)	平成25 (2013)	平成30 (2018)	令和4 (2022)	割合 (2022)	増減 2022-1995
田	250	238	234	231	223	220	3.8%	-30
畑	242	271	265	287	279	285	4.9%	43
宅地	171	219	229	233	233	243	4.2%	72
山林	4,608	4,494	4,497	4,487	4,448	4,421	76.0%	-187
原野	13	14	14	15	16	16	0.3%	3
雑種地	165	176	168	157	171	176	3.0%	11
その他	377	414	419	416	446	455	7.8%	78
合計	5,826	5,826	5,826	5,826	5,816	5,816	100.0%	-10

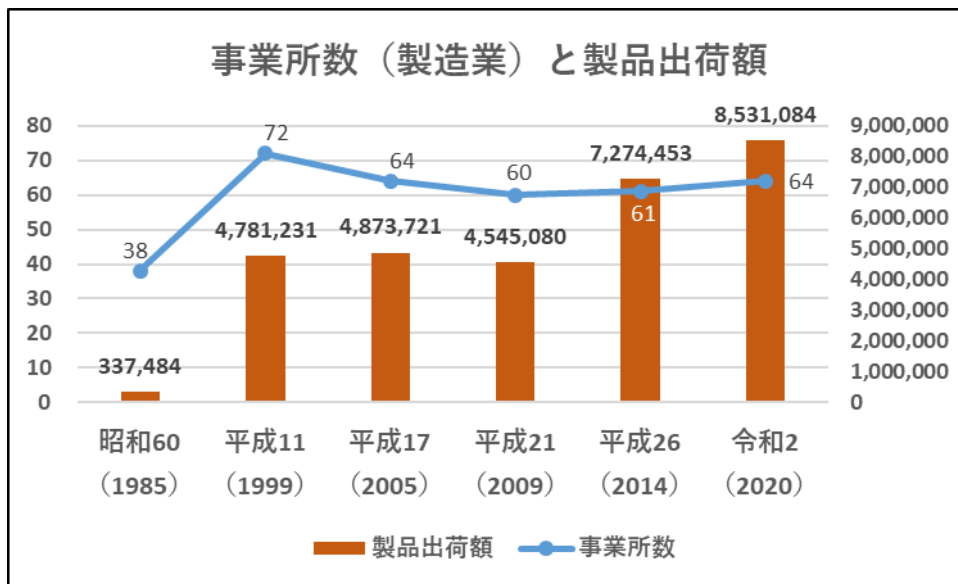
(5) 産業

町内の産業に関して特筆すべきことは、昭和62(1987)年度の宇治田原工業団地と、平成13(2001)年度の緑苑坂テクノパークの分譲開始です。いずれも民間の事業所集積地として造成され、特に宇治田原工業団地の造成以来、町内の製造業の事業所数と製品出荷額が飛躍的に増加しています。

【図9 事業所数の推移】(宇治田原町統計書をもとに作成)

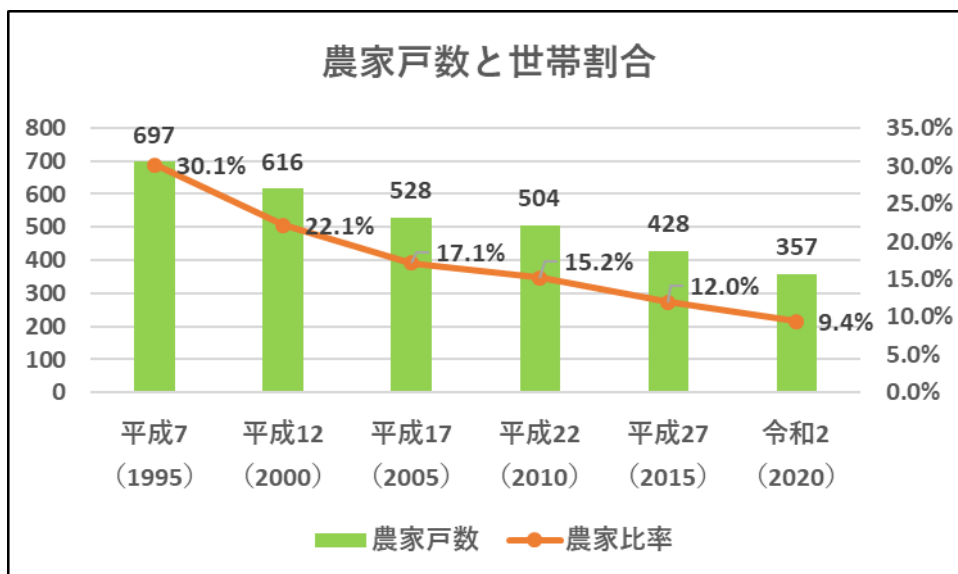


【図 10 事業所数（製造業）と製品出荷額の推移】（宇治田原町統計書をもとに作成）



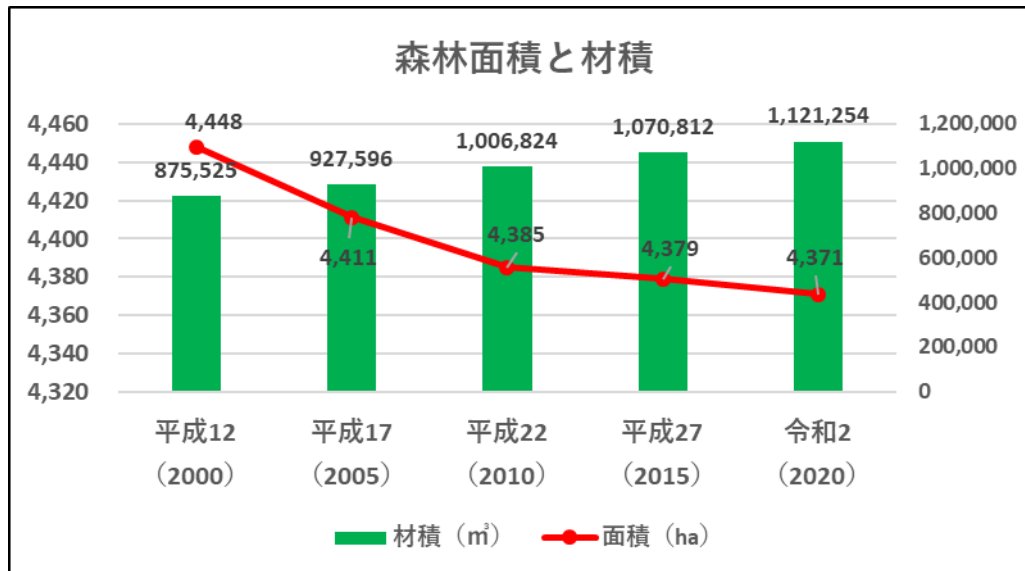
一方、町内の農家戸数と全世帯に占める割合は減少しつづけています。

【図 11 農家戸数の推移】（宇治田原町統計書をもとに作成）



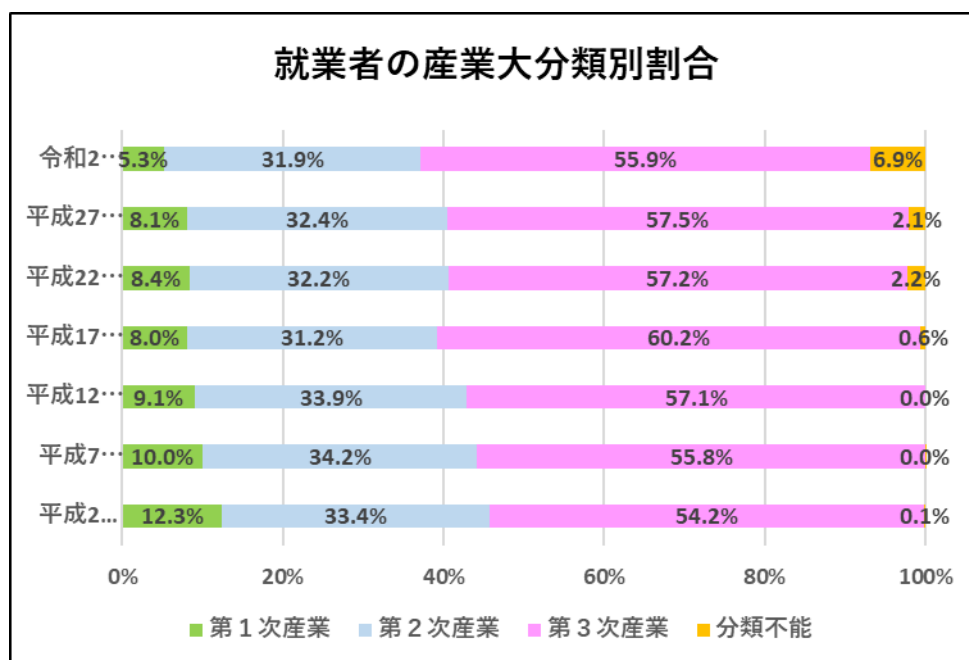
林業に関しては、森林面積は減少傾向が続いていますが、樹木の成長とともに山林に蓄積されている木材の量は増加しています。

【図 12 森林面積と材積の推移】（宇治田原町統計書をもとに作成）



町内での就業者全体では、第1次産業（農林業）従業者の割合が減少している一方、第2次産業（製造業等）、第3次産業（サービス業等）の割合は大きく変化していません。

【図 13 就業者の産業大分類別割合の推移】（宇治田原町統計書をもとに作成）

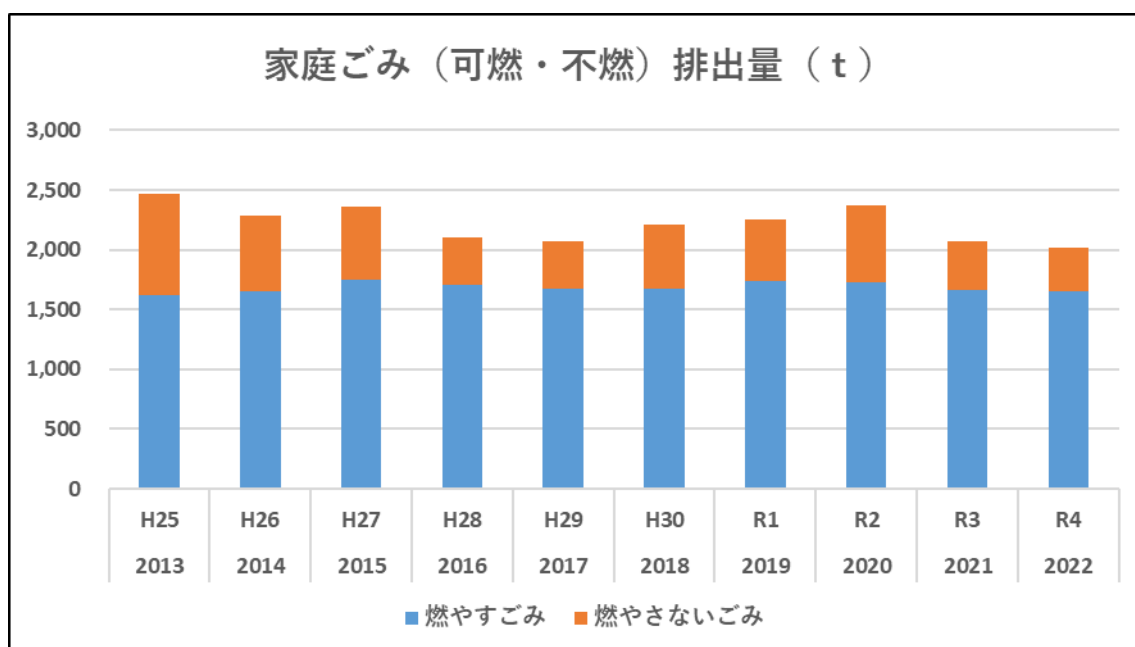


(6) ごみの処理量

家庭ごみは町（直営又は委託）が収集運搬し、城南衛生管理組合の処理場へ搬入しています。資源物として収集されたものはリサイクルされ、「燃やさないごみ」は破碎処理のうえ、金属等リサイクルし、その他は焼却または埋立処分されています。最終的に焼却灰と埋立処分されるものは大阪湾等の最終処分地に搬入されています。

燃やすごみと燃やさないごみの排出量は、平成 28（2016）年 1 月からのプラスチック製容器包装物（プラマーク）※22 の分別収集開始により燃やさないごみが減少しましたが、その後増加し、令和 2（2020）年 12 月からの自己搬入有料化により再び減少しました。

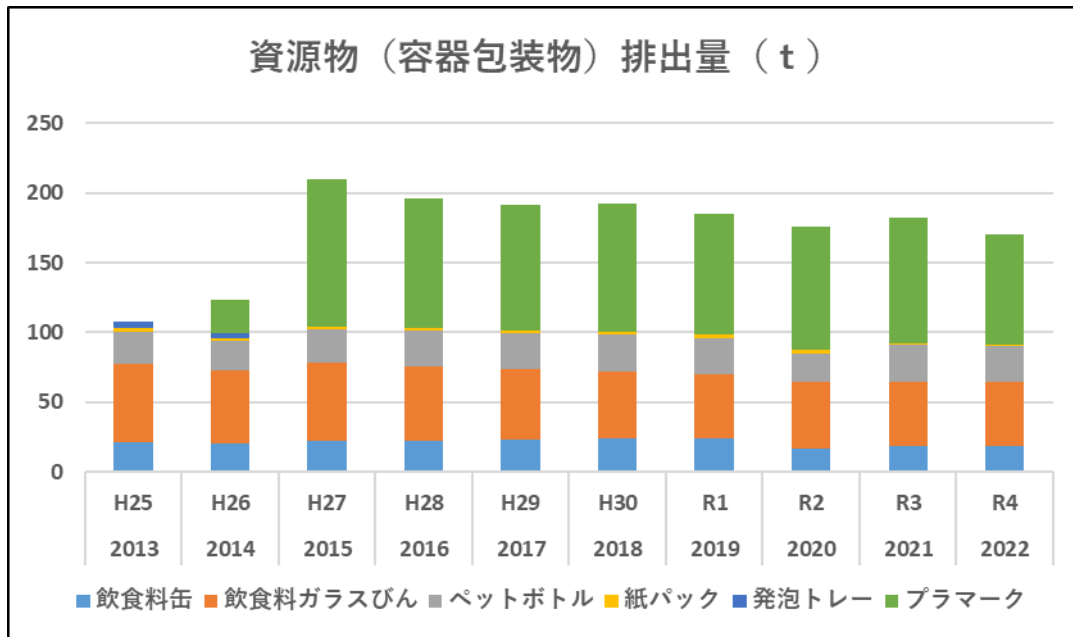
【図 14 家庭ごみの排出量推移】



（城南衛生管理組合一般廃棄物処理実績書をもとに作成（火災搬入除く））

町が収集している資源物のうち、「飲食料缶」「飲食料びん」「ペットボトル」「紙パック」の排出量は、平成 25（2013）年度から令和 4（2022）年度にかけて大きな変化はありませんが、2015（平成 27）年 1 月から「発泡トレイ」が「プラスチック容器包装物（プラマーク）」となり、それまで燃やさないごみとして処理されていたものを幅広く回収することとなりました。

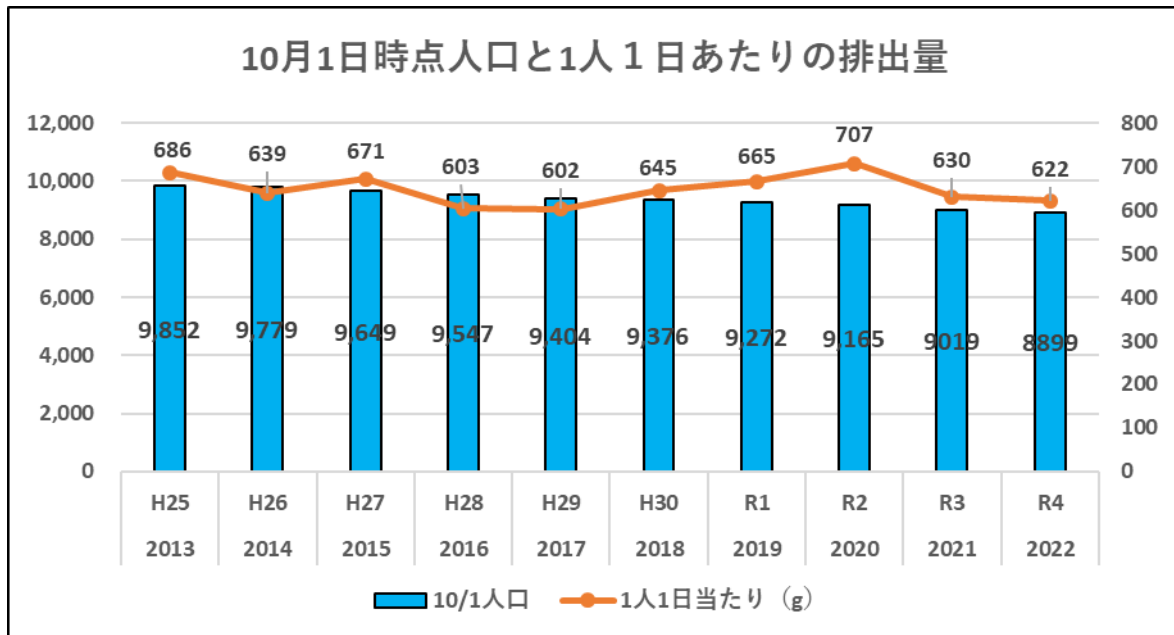
【図 15 容器包装物排出量の推移】



（城南衛生管理組合一般廃棄物処理実績書をもとに作成）

1人1日あたりの家庭ごみ（燃やすごみと燃やさないごみの合計）は、排出量の合計と比例して増減しています。

【図 16 1人1日あたりの排出量推移】



（城南衛生管理組合一般廃棄物処理実績と宇治田原町住基人口をもとに作成）

4 第2期計画の取組

第2期計画で掲げた基本理念の基本目標ごとの主な取組と、期間中の実績をまとめました。

(1) 自然環境

基本目標1-1 豊かな緑を守り育てよう

森林の保全	
取組計画	<input type="checkbox"/> 森林の適正な管理を推進する。 <input type="checkbox"/> 施業路整備に対し支援する。 <input type="checkbox"/> 町有林を活用した森林に対する意識啓発を行う。 <input type="checkbox"/> 住民や事業者との協働による森づくりを推進する。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 間伐等の施業により森林の適正管理を推進した。 ● 施業路の敷設等に補助金を交付し支援した。 ● 町有林で「モデルフォレスト協会」会員企業との森づくりを実施した。
林業の振興	
取組計画	<input type="checkbox"/> 地域林産物の特産化に向けた取組を推進する。 <input type="checkbox"/> 木質バイオマスなどの新たな木材の有効活用について検討する。 <input type="checkbox"/> 林業後継者の確保・育成を図る。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 原木栽培シイタケを町の特産品としてPRした。
緑化の推進	
取組計画	<input type="checkbox"/> 公共空間・住宅・事業所における緑化を推進する。 <input type="checkbox"/> 広葉樹の植栽等により、多様な生物が生息できる豊かな森林づくりを推進する。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所の設置や住宅地の開発では、一定割合の緑地の設置を義務付けている。

基本目標 1-2 農地を守り育てよう

農地の保全	
取組計画	<input type="checkbox"/> 荒廃農地や遊休農地の解消を推進する。 <input type="checkbox"/> 農地の保全に関する情報提供を行う。 <input type="checkbox"/> 認定農業者などの農業後継者に農地の集積を図る。 <input type="checkbox"/> 有害鳥獣による被害低減対策を推進する。 <input type="checkbox"/> 農薬や化学肥料の使用における環境への配慮について意識啓発を行う。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 荒廃農地調査を実施し、地域の担い手に農地の利用集積を推進した。 ● 近隣農地に影響を及ぼす農地に草刈り指導を行うなど、適正な農地利用を推進した。 ● 担い手農業者へ農地利用集積や規模拡大に関する意向を確認し農地集約化に関する取組を実施した。 ● 猟友会や猿追い払い隊による、有害鳥獣の駆除や追い払いを行った。 ● 有害鳥獣捕獲用檻、追い払い用電動ガン・受信機を貸し出した。 ● 猿を追い払う「モンキードッグ」の育成を2名の飼い主に委嘱した。
農業の振興	
取組計画	<input type="checkbox"/> 農業後継者の確保・育成を図る。 <input type="checkbox"/> 環境にやさしい農業への取組を推進する。 <input type="checkbox"/> 農業の体験イベントを推進する。 <input type="checkbox"/> 農業振興に関する情報提供を行う。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規就農者や若手農業者の農業経営、農地規模拡大等に関する相談を受け、関係機関とともに育成・確保につなげた。 ● 有機農業や低農薬・化学肥料低減に関する各種施策の周知を行い、環境にやさしい農業の推進に取り組んだ。 ● 農業関係団体と連携し茶を中心とした体験イベントを実施し、町内外に日本緑茶発祥の地をPRした。 ● 関係機関と連携し農業関係情報の発信に取り組んだ。
地産地消の推進	
取組計画	<input type="checkbox"/> 学校給食で安全な地元の農産物使用を推進する。 <input type="checkbox"/> 地元農産物の販売促進と地産地消のPRを推進する。 <input type="checkbox"/> 地元農産物を使用した料理等のPRを推進する。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 地元産の米や茶を使った学校給食を提供し、地産地消について啓発した。 ● JAや商工会など関係団体と連携し、地元農産物や料理について様々な媒体を通じてPRした。

	●観光施設「宗円交遊庵やんたん」で、「茶汁」など郷土料理を来訪者に提供した。
--	--

基本目標 1-3 自然とふれあい、多様な生き物を守ろう

生物多様性の保全	
取組計画	<input type="checkbox"/> 生物多様性についての情報提供や啓発を行う。 <input type="checkbox"/> 動植物の生息する優良な自然地の保護と保全を推進する。 <input type="checkbox"/> 新名神高速道路建設をはじめとする開発や事業活動の際には、自然環境への配慮に努めるよう指導する。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ●主にエコパートナーシップうじたわらを通じて、生物多様性の保全について啓発した。 ●「宇治田原町の自然環境」（エコパートナーシップうじたわら）を発行した。 ●開発計画の事前協議に対し、周辺環境への配慮を求めた。
外来生物対策	
取組計画	<input type="checkbox"/> 外来生物の持ち込み抑制の啓発や、駆除など生態系の保全に関する取組を推進する。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ●主にエコパートナー会報誌等を通じて、外来生物について情報発信した。 ●「宇治田原町の自然環境」（エコパートナーシップうじたわら）を発行した（外来生物ブラックリスト掲載）。 ●外来生物（アライグマ等）捕獲用檻を希望者に貸し出した。
自然とのふれあい	
取組計画	<input type="checkbox"/> 生物観察会や自然とふれあうイベントを開催する。 <input type="checkbox"/> 公園や遊歩道など自然とふれあえる空間の整備を推進する。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ●エコパートナーや、教育委員会による環境学習会を実施した。 ●末山及びくつわ池自然公園の再整備を行った。

	目標指標	2012 (平成24)	2022 (令和4)	目標値 (2023)	達成状況
森林施業面積	累計数値	35ha	403ha	350ha	A
担い手認定農業者数	単年度数値	39人	48人	40人	A

※達成状況：「A」達成済み、「B」達成見込み、「C」達成困難、「D」後退

(2) 生活環境

基本目標 2-1 きれいな空気を大切にしよう

大気汚染・悪臭防止	
取組計画	<input type="checkbox"/> 大気の測定監視を行う。 <input type="checkbox"/> 大気汚染や悪臭に関して関係法令に基づき監視・指導を行う。
取組実績	●工業団地内で年に1回、大気質測定を実施した。 ●住民等からの通報に基づき大気汚染や悪臭の原因者に指導した。
野外焼却防止	
取組計画	<input type="checkbox"/> 野外焼却に関する指導・啓発を行う。
取組実績	●違法なごみの野焼きには警察・消防と連携して指導した。 ●農地等での野焼きによる煙・臭気の苦情に対して改善指導をした。
排気ガス対策	
取組計画	<input type="checkbox"/> エコドライブを実践し、エコドライブ講習会等を開催するなど普及啓発を行う。 <input type="checkbox"/> エコ通勤を実践し普及啓発を行う。 <input type="checkbox"/> 公共交通機関を利用し、普及啓発を行う。 <input type="checkbox"/> 低公害車や低燃費自動車などのエコカーを導入し普及啓発を行う。
取組実績	●月に1回の「エコ通勤」を実施した。

基本目標 2-2 きれいな水を確保しよう

水質汚染防止	
取組計画	<input type="checkbox"/> 公共下水道の整備を進め、公共下水道への接続を推進する。 <input type="checkbox"/> 公共下水道が接続できない区域では、合併浄化槽への転換を推進する。 <input type="checkbox"/> 浄化槽の適正な維持管理が行われるよう指導・啓発を行う。 <input type="checkbox"/> 町管理施設では、排水処理施設を適正に維持管理する。 <input type="checkbox"/> 生活排水による水質汚濁防止の啓発を行う。 <input type="checkbox"/> 河川等の水質の測定監視を行う。 <input type="checkbox"/> 水質汚濁に関して関係法令に基づき、監視・指導を行う。
取組実績	●計画的に公共下水道を整備した。 ●補助金制度を活用し、合併浄化槽の設置を促進した。 ●京都府と連携し、浄化槽の適正管理について指導啓発した。 ●町内河川の水質及び地下水の水質検査を実施した。 ●河川への濁水等の漏洩に対し、原因者へ指導を行った。

水の確保	
取組計画	<input type="checkbox"/> 節水意識や雨水利用の啓発を行う。 <input type="checkbox"/> 森林の保全を通じて地下水の涵養を図る。 <input type="checkbox"/> 良好な水道水を供給するため水道施設を適切に維持管理する。 <input type="checkbox"/> 河川や水辺周辺の美化活動やふれあいイベントを通じ、清潔で快適な水辺空間づくりを推進する。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 補助金を交付し、自宅への雨水貯留施設の設置を推進した。 ● 水源涵養のため森林の適正管理を推進した。 ● 計画的に水道配水管を更新した。 ● 「不法投棄やっつけ隊」など河川等での美化活動を推進した。

基本目標 2-3 快適でやすらぎのある暮らしを守ろう

騒音振動など迷惑行為対策	
取組計画	<input type="checkbox"/> 騒音や振動など迷惑行為防止の啓発を行う。 <input type="checkbox"/> 道路騒音の測定監視を行う。 <input type="checkbox"/> 迷惑行為や公害苦情を受けたときは、現状確認・調査・指導など適正な対応を行う。 <input type="checkbox"/> 迷惑行為や公害を防止するため適切な指導を行う。 <input type="checkbox"/> 新名神高速道路建設をはじめとする開発や、事業活動の際には公害に関して関係法令に基づき監視・指導を行う。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 国道沿いで騒音測定を実施した。 ● 公害に関する苦情に対し現地確認、原因調査、指導などを実施した。 ● 開発計画に対し、関係法に基づく公害防止について指導した。
動物の適正飼育	
取組計画	<input type="checkbox"/> 犬の登録、狂犬病予防注射の普及・啓発を行う。 <input type="checkbox"/> 適正なペット飼育の啓発を行う。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 町HPやチラシ等で犬の適正飼育について啓発した。 ● 飼い犬の集団予防接種を実施した。 ● 犬の登録情報を精査した。 ● 犬以外のペットについても適正飼育について啓発した。
環境美化の推進	
取組計画	<input type="checkbox"/> 環境美化の普及・啓発を行う。 <input type="checkbox"/> 空地等の雑草などの適正管理への指導を行う。 <input type="checkbox"/> 違法駐車や自転車の放置に対し適切な対応を行う。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報等で環境美化に取り組む団体の活動を紹介した。 ● 雑草が繁茂するあき地の管理者に、適正管理を指導した。

	●町営駐輪場に放置された持ち主不明の自転車を撤去した。
--	-----------------------------

基本目標 2-4 ごみは適切に処理し、ごみのないまちを目指そう

ごみの適正処理	
取組計画	<input type="checkbox"/> ごみの適正処理に関する啓発・指導を行う。 <input type="checkbox"/> 家庭ごみの適正な収集を行う。 <input type="checkbox"/> 不法な野外焼却について適正な指導を行う。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ●「ごみの出し方ハンドブック」を作成し住民に配布した ●「ごみの分け方・出し方」チラシを適時更新し住民に配布した ●不適切な排出ごみに違反シールを貼付し適正処理を促した
不法投棄対策	
取組計画	<input type="checkbox"/> 定期的なパトロールや、監視カメラ・啓発看板の設置により不法投棄対策を行う。 <input type="checkbox"/> 警察など関係機関と連携し、不法投棄の解決を図る。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ●不法投棄が横行する箇所へ看板を設置した。 ●不法投棄が頻発する箇所に監視カメラを設置した。 ●公共用地への不法投棄に対し、警察に捜査を依頼した。
ごみのないまちづくり	
取組計画	<input type="checkbox"/> ごみのポイ捨て禁止や、ペットのフンの適正処理などマナー向上の啓発を行う。 <input type="checkbox"/> まちをきれいにする条例に基づき、まちをきれいにする推進員の活動と清潔できれいなまちづくりを推進する。 <input type="checkbox"/> 住民や事業者と環境美化活動を推進する。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ●ポイ捨てや犬のフン放置をしないよう啓発した。 ●「まちをきれいにする推進員」を委嘱し、環境美化についての啓発や不法投棄等の情報集を行った。 ●「クリーンキャンペーン」などの環境美化活動に対し、物品提供やごみの回収で支援した。

	目標指標	2012 (平成24)	2022 (令和4)	目標値 (2023)	達成状況
下水道整備面積	累計数値	132ha	298.5ha	330ha	C
汚水衛生処理率	累計比率	72%	82.8%	90%	C

(3) 資源循環

基本目標 3-1 ごみを減らし、資源化を進めよう

3 Rの推進	
取組計画	<p>□ごみの3 Rに関する情報提供・啓発を行う。</p> <p>□プラスチック容器包装物の分別収集を行うなど、ごみの減量や3 R推進の体制づくりを推進する。</p> <p>□エコ推進員を中心とした地域でのごみの減量・再資源化を推進する。</p> <p>□住民や事業者が行う3 Rの取組を支援する。</p> <p>□公共施設におけるごみの分別と3 Rを推進する。</p> <p>□公共工事や物品調達において再生資材や再利用製品の利用を推進する。</p> <p>□ごみの量や分別状況・問題点などの情報提供を行い、住民や事業者のごみ問題への意識の高揚を図る。</p> <p>□古紙・廃食油・エコキャップ回収を推進するとともに、新たな資源物の回収を推進する。</p> <p>□家庭での生ごみ処理を進めるため、生ごみ処理機やコンポスト容器への補助制度の啓発・周知を行う。</p> <p>□事業系ごみの減量や資源化を推進するため、事業者への情報提供・指導を行う。</p>
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ●資源物のリサイクル促進について啓発した。 ●「プラスチック容器包装物」の分別収集を開始した。 ●エコ推進員を委嘱し、ごみの適正な分別や減量について啓発した。 ●地域で実施する古紙回収など集団回収に対し、補助金を交付し資源物のリサイクルを促進した。 ●毎年のごみの回収量について、町HPなどで情報を提供した。 ●廃食用油やペットボトルキャップの拠点回収を実施した。 ●使用済み小型家電製品の拠点回収を実施した。 ●生ごみ処理機を設置する家庭に補助金を交付した。

	目標指標	2012 (平成24)	2022 (令和4)	目標値 (2023)	達成状況
清掃活動参加人数	単年度数値	2,659人	5,247人	4,000人	A
1人当たりの1日ごみ量	単年度数値	641g	622g	468g	C
年間ごみ排出量	単年度数値	2,292t	2,019t	1,624t	C
廃食油回収量	単年度数値	2,062ℓ	2,265ℓ	3,000ℓ	C
まちをきれいにする推進員数	単年度数値	110人	105人	130人	D
生ごみ処理機・雨水タンク購入補助制度利用台数	累計数値	297台	335台	350台	C
エコ推進員数	単年度数値	34人	38人	50人	C

(4) 地球温暖化防止

基本目標 4-1 エネルギーを大切にしよう

省エネルギーの推進	
取組計画	<input type="checkbox"/> 省エネルギーや節電の取組を推進するため、住民・事業者へ情報提供と意識啓発を図る。 <input type="checkbox"/> 公共施設におけるエネルギー使用量の低減と、節電の取組を推進する。 <input type="checkbox"/> 公共施設への省エネ型設備の導入を推進する。 <input type="checkbox"/> クールビズやウォームビズなどの省エネルギー行動を実践する。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネ家電への買い替えや、自宅の断熱化などに関する情報を提供した。 ● 夏期と冬期に公共施設での節電に取り組んだ。 ● 「夏のエコスタイル」などに取り組んだ。
再生可能エネルギーの利用促進	
取組計画	<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーの普及促進に向けた情報提供や、啓発活動を行う。 <input type="checkbox"/> 太陽光発電や薪ストーブなど公共施設における再生可能エネルギーの導入を促進する。 <input type="checkbox"/> 使用済み廃食用油を回収し、廃食用油から精製されたバイオディーゼル燃料の公用車への活用を図る。 <input type="checkbox"/> 新たな再生可能エネルギーの利用について検討する。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギーの導入に関する制度等の情報提供を行った。 ● 自宅への太陽光発電及び蓄電設備への設置に対し、補助金を交付した。 ● 自宅等への薪ストーブ・ペレットストーブの設置に対し、補助金を交付した。 ● 廃食用油をリサイクルしたバイオディーゼルの、公用車（ごみ収集車）に使用した。

基本目標 4-2 地球にやさしい行動に努めよう

地球温暖化対策	
取組計画	<input type="checkbox"/> 地球温暖化防止実行計画（事務事業編・区域施策編）に基づく取組を推進する。 <input type="checkbox"/> 温室効果ガスの排出量の低減を推進する。 <input type="checkbox"/> 地球温暖化防止活動推進員と連携し、住民・事業者へ地球温暖化対策の取組について啓発する。 <input type="checkbox"/> 家庭で実践できるエコ行動の啓発を行う。 <input type="checkbox"/> フロンを使用している製品の適正処理を啓発する。 <input type="checkbox"/> グリーン製品やエコ製品の購入を図る。

	<input type="checkbox"/> グリーン購入に関する情報提供・意識啓発を行う。 <input type="checkbox"/> 環境マネジメントシステムの取組を推進する。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 30 年度に区域施策編の中間見直しを行い、平成 29 年度、令和 4 年度に事務事業編を改定した。 ●家庭で実践できる省エネ対策などについて啓発した。 ●冷蔵庫等の家電リサイクル対象品の適正処分について啓発した。

	目標指標	2012 (平成24)	2022 (令和4)	目標値 (2023)	達成状況
薪ストーブ設置費補助制度利用総数	累計数値	3基	20基	33基	C
電気使用量□1世帯当たり)	単年度数値	6,325kWh	5,358kWh	5,251kWh	C
地球温暖化防止活動推進員登録者数	単年度数値	5人	9人	10人	C
「エコ行動宣言」登録者数	累計数値	50人	58人	100人	C
温室効果ガス排出量□区域】	単年度数値	76.00千t-CO2	76.00千t-CO2	85.25千t-CO2	A

(5) 環境学習・教育

基本目標 5-1 環境について学習しよう

環境学習・環境教育の推進	
取組計画	<input type="checkbox"/> 環境学習に関する情報を収集し、ホームページや広報紙を用いて情報発信を行う。 <input type="checkbox"/> 地域・家庭・行政における環境学習を推進する。 <input type="checkbox"/> 環境学習や環境イベント、環境に関する出前講座を開催する。 <input type="checkbox"/> 環境に関する啓発展示を通じて環境学習を行う。 <input type="checkbox"/> 学校における環境教育の充実を推進する。 <input type="checkbox"/> 地産地消や食育の取組を推進する。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙やHPにより、環境学習に関する情報を提供した。 ● エコパートナーシップうじたわら等とともに環境学習を開催した。 ● ふるさとまつり等のイベントで環境に関する啓発展示を実施した。 ● 地域の特産品を使用した健康レシピを作成・発表した。

基本目標 5-2 協働で環境にやさしいまちをつくろう

環境活動の推進	
取組計画	<input type="checkbox"/> 地域の環境保全活動への協力・支援を行う。 <input type="checkbox"/> 環境保全活動を推進する人材育成・発掘を行う。 <input type="checkbox"/> エコパートナーシップうじたわらをはじめ、住民・事業者と連携した環境活動を推進する。 <input type="checkbox"/> クリーンキャンペーンを促進し、環境美化の意識高揚を図る。 <input type="checkbox"/> 地域住民やボランティアによる環境活動を支援・推進する。 <input type="checkbox"/> 環境マネジメントシステムの取組を推進する。 <input type="checkbox"/> 開発や事業活動の際に地域の自然環境や生活環境保全のため十分配慮するよう指導する。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の環境保全活動を支援した。 ● エコパートナーシップうじたわらや、住民・事業者と連携し環境活動を実施した。 ● 地域での清掃活動に物品提供やごみの回収などにより支援した。 ● 地域での清掃美化ボランティアの活動を支援した。 ● 開発計画に対し地域の周辺環境に配慮を求めた。

	目標指標	2012 (平成24)	2022 (令和4)	目標値 (2023)	達成状況
環境学習会等参加者数	単年度数値	317人	125人	400人	D
エコパートナーシップうじたわら会員数	単年度数値	130 [人・団体]	103 [人・団体]	150 [人・団体]	D

5 環境の現状と課題

1 温暖化対策	
1-1 温暖化緩和策	
(1) 温暖化対策計画の推進と意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・カーボンニュートラル目標設定と施策 ・住民や事業者への意識啓発
(2) 再生可能エネルギーの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・促進区域指定等の検討 ・再生可能エネルギー設備の導入推進 ・低公害車の普及促進
(3) 省エネルギー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や事業所の省エネルギー化の推進 ・省エネ家電への買い替え促進
(4) 公共交通の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利用促進と支える体制づくり
(5) 森林の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・森林譲与税を活用した森林施業の促進 ・二酸化炭素吸収量の算定とクレジット化 ・木材の利用促進
(6) 廃棄物の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却処分ごみの削減
1-2 温暖化適応策	
(1) 熱中症対策	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症警戒アラートの周知
(2) 災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画の策定 ・防災情報の提供
2 循環型社会	
2-1 ごみの削減と適正処理	
(1) ごみの排出量削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの排出量削減 ・食品ロス問題
(2) 家庭ごみの適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみの適正分別と排出 ・「ふれあい収集」の実施 ・外国人住民への対応
(3) 事業ごみの適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・町許可業者による適正処理 ・事業ごみと家庭ごみの区分
(4) ごみの野焼き対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの野焼き習慣の見直し
2-2 資源のリサイクル促進	
(1) 資源物のリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックリサイクルの推進 ・古紙等の集団回収の推進 ・小型家電、家電リサイクルの適正処理 ・バッテリー・充電池の適正処理 ・廃食用油、ペットボトルキャップ、剪定枝のリサイクル

3生活環境	
3-1環境汚染の防止	
(1)公害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全協定の遵守と事故時の対応 ・特定施設等の手続きと基準の遵守 ・ごみの焼却処分
(2)環境汚染の監視	<ul style="list-style-type: none"> ・河川水質等公害の監視継続 ・環境の変化による監視体制
(3)汚水処理	<ul style="list-style-type: none"> ・合併浄化槽や公共下水道への切り替え推進 ・浄化槽の適正管理
3-2生活環境の保全	
(1)ごみのポイ捨て・不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ポイ捨て、不法投棄への監視と予防
(2)地域の美化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境美化活動への支援
(3)あき地・空家の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・あき地及び空家の適正管理推進
(4)動物の適正飼育	<ul style="list-style-type: none"> ・犬の登録、予防注射の適正実施 ・猫の適正飼育啓発
4生物多様性	
(1)自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・野生生物等の現況確認とその周知 ・生物多様性地域戦略の策定
(2)開発と保全の調和	<ul style="list-style-type: none"> ・開発調整、環境施設の設置
(3)自然とのふれあい	<ul style="list-style-type: none"> ・自然とふれあう機会の提供
(4)外来生物・有害鳥獣対策	<ul style="list-style-type: none"> ・生物の野外放出 ・有害鳥獣対策、耕作放棄地の解消
5学習・協働	
5-1環境教育・学習の推進	
(1)環境に関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の提供
(2)学びの機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習の機会提供
5-2協働による活動の推進	
(1)環境活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動団体への支援
(2)環境基本計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画の推進

1 温暖化対策

1-1 温暖化緩和策

(1) 温暖化対策計画の推進と意識啓発

産業革命以降の平均気温の上昇を1.5℃未満に抑えるため、国の温暖化対策計画や京都府温暖化対策推進計画では2050年までに経済活動に伴う温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」を目指すとしています。

本町では、平成25(2013)年度に策定した第2期宇治田原町環境保全計画において、温暖化対策にかかる項目を「宇治田原町地球温暖化防止実行計画(区域施策編)」に位置付けており、今回の改定でどのような目標設定を行うのか、それを達成するためどのような施策を行うのか、検討する必要があります。また、協働で推進するため住民や事業者に対し計画の趣旨や重要性を伝え啓発していく必要があります。

(2) 再生可能エネルギーの利用促進

温暖化対策は温室効果ガスの排出を抑制するための「緩和策」と、現に進行する温暖化への対応である「適応策」が両輪とされています。

温室効果ガス排出の要因としてエネルギーの使用が大きな割合を占めており、再生可能エネルギーの利用促進が温室効果ガス排出量削減の大きなカギとなっています。

国は脱炭素化の取組を加速するため、「脱炭素先行地域」の認定や、自治体による「促進区域」の指定に関する環境配慮方針を策定し、再生可能エネルギーの導入を促進しています。今後、本町においても、先行地域への申請や促進区域の指定について検討していく必要があります。

太陽光発電設備の設置場所として、既存の建物の屋根やあき地等を活用することが注目されており、町では、自宅に太陽光発電設備と蓄電設備を同時に設置する住民に対し補助金を交付し、京都府では事業者には府民の自宅へ設備を設置してもらうことで住民の初期投資を軽減させる「京都0円ソーラープラットフォーム」を開始しています。今後、費用面から設置を躊躇する住民や事業者に対し、PPA※23による再生可能エネルギー設備の設置を促す方策を検討していく必要があります。

事業活動に伴う温室効果ガスの排出量は、排出総量の大部分を占めており、排出量の削減のためには事業所における対策が重要となってきます。

京都府では中小企業等を対象にソーラーカーポート等の設置に対する補助制度を実施しており、町内の事業所にも制度について周知を図っていく必要があります。

国内での温室効果ガス排出量のうち、運輸部門が占める割合が約17%で、う

ち自動車は86%以上を占めています。乗用車の走行に伴う温室効果ガス排出量を削減するためには、電気自動車等の低公害車の普及促進が必要で、EV※24やPHV※25などの購入費用や充電設備の整備に対する補助事業も行われていますが、本町では充電設備が民間施設に設置された1か所のみであるため、電気自動車の普及促進を図るためには、公共施設等への充電設備の整備を検討する必要があります。

(3) 省エネルギー化の推進

再生可能エネルギーの推進と並び重要なのが省エネルギー化の推進で、そのためには省エネルギー型の電気製品等の導入と、住宅や事業所の省エネルギー化を推進する必要があります。

日本の住宅は断熱性が低いと言われていますが、窓の断熱性能を高めるだけでも効果が大きいとされます。

国ではZEH※26基準の住宅や事業所のZEB※27化に対する支援制度を実施しており、有効活用できるよう、周知を図っていく必要があります。

家電製品の省エネ性能は年々向上しており、家電製品の更新は家庭の省エネ化を推進するだけでなく、製品劣化による火災などを予防するためにも有効な手段です。家庭で使用を続けられている古い家電の更新を促し、買い替えに伴う処分も適切に行われるよう、制度の整備を検討する必要があります。

(4) 公共交通の利用促進

自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量を削減するためには公共交通機関の利用促進が必要ですが、本町には鉄軌道がなく、公共交通はバスに依存しています。そのバス便も乗降客の減少などから路線の廃止や減便が行われており、町では独自の公共交通手段として町営バス等を運行するとともに、町外の鉄道駅と町内の観光地を結ぶバス路線を運行するなど、公共交通の利用促進を図っています。しかし、人口の減少やコロナ禍の影響、燃料費の高騰や担い手不足等の課題が山積しており、地域、交通事業者、行政の連携と役割分担による広域的な公共交通を支える体制づくりを検討する必要があります。

(5) 森林の適正管理

樹木は成長の過程で二酸化炭素を吸収し固定するため、温室効果ガスの削減で重要な役割を担っています。二酸化炭素の吸収量は林齢の若い樹木ほど高いとされ、植栽と伐採を繰り返すことにより、多くの二酸化炭素を固定することになるため、森林の適正管理による温室効果ガスの吸収は町域の約7割を森林が占める本町らしい取り組みであるといえます。

本町では、山林のおよそ半数を人工林（スギ・ヒノキ）が占めており、林齢が50年生を超え利用期を迎えた山林が増加している中、森林組合や地域の生産森林組合を中心に山林所有者が間伐等の管理に努めていますが、燃料費や労務費が上昇しており、施業により利益を確保することが難しい状況が続いています。

植栽した苗木が成長し出荷できるようになるまで、長期にわたる計画的な管理が必要であり、加えて、施業のために山に入り、伐採した樹木を搬出するための林道・作業道・施業路の整備も必要となるため、山林所有者には大きな負担となっています。

本町では、森林環境譲与税を活用し、いわゆる放置森林を整備する「森林経営管理事業」※28にも取り組んでおり、森林の適正管理に努めています。

カーボンニュートラルは温室効果ガス排出量そのものの削減と森林等による吸収分をあわせ、排出量が実質0になることを目指すもので、将来の実質排出量を求めるためには森林施業による吸収量の算定が不可欠です。そのため、森林所有者と町の林業担当部署、環境担当部署が連携し、施業による吸収量の見える化を推進する必要があります。

適正な森林管理は木材等の林産物の生産だけでなく、カーボンオフセット※29を目指す事業者に対する経済的付加価値（「J-クレジット」）を生み出すもとなるため、森林所有者の収入源としてその創出と活用について検討していく必要があります。

森林の適正な管理を推進するためには、施業により供給される地元産木材を住宅や公共施設などへの利用促進を図る必要があります。

（6）廃棄物の削減

ごみを焼却処理すると温室効果ガスを排出します。リサイクルの推進や減量化を図ることは、温室効果ガス排出量の削減につながるため、焼却処理されるごみの排出量を抑制する必要があります。

1-2 温暖化適応策

（1）熱中症対策

近年、熱中症による救急搬送や死亡が増加傾向にあり、熱中症への対策は気候変動に対する「適応策」として重要と考えられます。環境省と気象庁では、令和3（2021）年度から全国を対象に「熱中症警戒アラート」の発表を開始し、熱中症との相関が高い「暑さ指数」が一定以上となることが予想された際に気象庁の府県予報区等を単位として発表されます。

熱中症を予防するためには水分補給などとともに空調を用いて室温を適切な温度にする必要がありますが、特に高齢者のいる住宅ではエアコンを使わず熱

中症になる事例が発生しているため、節電意識も大切である一方で、命と健康を守ることを第一に行動することを心がけるよう啓発することが必要です。

警戒アラートは環境省の「熱中症予防情報サイト」で発表されるほか、メールでの配信サービスも行われているため、住民に対して利用促進を啓発するとともに、町のSNS※30 アカウントを用いた発信等、住民への情報発信の手段についても検討する必要があります。

（２）災害対策

近年の台風大型化、豪雨による水害や土砂災害の発生等は気候変動の影響によるものと考えられています。土砂災害の発生を正確に予測することは困難ですが、日常的に防災に関する情報を様々な方法で発信する必要があります。ひとたび災害が発生すると、大量の廃棄物が発生し、復興や環境衛生の保全に大きな影響を与える可能性があります。災害廃棄物は一度に大量に発生する一方、通常のごみ処理体制では短期間で処理することができないため、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の収集から処分までの一連の流れや廃棄物の集積場・仮置き場の想定などについて関係機関及び地域住民と連携し、災害の発生に備えた体制作りを行う必要があります。

近年、無謀な造成や盛り土が災害発生の原因となることがあるため、開発を計画する事業者に対して適切な指導を行う必要があります。また、町内の危険箇所を防災パトロール等で把握し、改良工事等必要な措置を講じる必要があります。

２ 循環型社会

２－１ ごみの削減と適正処理

（１）ごみの排出量削減

資源循環と温室効果ガス排出量削減のためにも、「ごみ」として排出されるものをできるだけ削減する必要があります。

従来、家庭ごみの自己搬入は城南衛生管理組合処理場に支払う処理手数料を免除していましたが、町廃棄物条例の改正により、家庭系廃棄物の搬入時も城南衛生管理組合が規定する処理手数料を支払うものとするとともに、「大型ごみ」の排出個数と収集回数を制限したところ、「燃やさないごみ」の排出量が大幅に減少したことから、一定の効果があつたものと思われます。

ごみ排出量のさらなる削減のためには、生ごみ処理機※31 の利用促進や家庭ごみと事業ごみの区別の徹底、資源物のリサイクル推進等検討すべき課題が多くあります。

近年はまだ食べられるのに廃棄される「食品ロス」問題が課題とされており、ごみとして排出されている中にも相当量が含まれていると推測されます。食品

ロスの解消のため啓発を推進することはごみの排出量削減にもつながります。

（２）家庭ごみの適正処理

家庭から排出される一般廃棄物（家庭系一般廃棄物）をスムーズに処理するためには、適切に分別して排出されることが重要であるため、「ごみの出し方ハンドブック」や「ごみの分け方・出し方」チラシを適時更新する他、町のホームページでのごみの分別方法の検索機能により適切な排出が行われるよう啓発する必要があります。

収集運搬したごみは一部事務組合「城南衛生管理組合」で処理しており、適正な処理のため、同組合や他の構成市町と協調していく必要があります。

高齢化と核家族化の進行により町内でも高齢者のみの世帯が増加しており、日常のごみ出しに苦労される方に対して直接自宅へ伺う「ふれあい収集」を実施しています。今後利用者が増加することも予想されますが、自力でのごみ出しが困難な方を支援する必要があります。

自宅のごみを一度に多量に処分したい場合は処理場へ自己搬入するか、ごみ収集業者に処理を委託する方法がありますが、処理を委託できるのは町が許可した一般廃棄物処理業者だけであるため、適正な方法で処分するよう、啓発する必要があります。

年々、町内の事業所で勤務する外国人が増加しており、言葉や生活習慣の違いから、ごみが適切に排出されないトラブルが発生しています。町では各国語版の「ごみの分け方・出し方」チラシを制作し、町のホームページからもダウンロードできるようにしています。自ら雇用する外国人従業員を町内の空家に居住させる事業所が増えているため、町内で生活するうえでルールを守るよう指導するのは雇用主の役割です。そのため、事業者に対して啓発を進める必要があります。

（３）事業ごみの適正処理

事業所が排出する一般廃棄物（事業系一般廃棄物）は処理場への自己搬入または町が許可する一般廃棄物処理業者への委託により処理されています。城南衛生管理組合では、搬入された事業系廃棄物の抜き打ち検査を実施し、産業廃棄物の疑いのあるものなど、不適切なものが混入している場合は排出事業者及び収集運搬事業者に指導しており、適切な廃棄物処理が行われるよう監視していく必要があります。

個人事業主や小規模事業者の中には職住一体の事業所であることが多く、家庭ごみと事業ごみが明確に区別されずに排出されている可能性があるため、同じような種類のごみでも排出理由により区別する必要があることを啓発する必要があります。

(4) ごみの野焼き

城南衛生管理組合などのごみ焼却施設は、ダイオキシン※32などの有害物質が発生しないよう設計された高度な処理能力を備える設備ですが、一般家庭等で小型の焼却炉を用いる場合は一定の基準を満たしたものでなければなりません。基準を満たさない焼却炉や野焼きで処理すると、ダイオキシンやPM2.5などの有害物質が発生し、煙や臭いが近隣住民の迷惑となるおそれがあります。農地ではもみ殻や刈り取った草をその場で燃やす習慣があり、煙などに関する苦情の多くがそうした野焼きに伴うものです。そのため、主に農家に対し、昔からの習慣を見直し、野焼きを控えるよう、啓発する必要があります。また、その他の事業所でも廃棄物を焼却処理しないよう、啓発する必要があります。

2-2 資源のリサイクル促進

(1) 資源物のリサイクル促進

本町を含め城南衛生管理組合構成市町では、「飲食料びん」「飲食料缶」「ペットボトル」「紙パック」「プラスチック製容器包装物(プラマーク)」を資源物として処理し、リサイクルを促進しています。今後は幅広いプラスチック製品を回収することとなるため、その具体的な方法等について城南衛生管理組合及び構成市町で検討しています。

城南衛生管理組合では、令和4(2022)年4月から、ペットボトルをペットボトルへ再生する「ボトル to ボトル」事業に取り組まれており、リサイクル率を高めるためには住民に対し適切に排出するよう一層の啓発を進める必要があります。

古紙類や古布は区や自治会が古紙回収業者と契約し集団回収に取り組んでいただいています。実施団体には回収量の実績に応じて補助金を交付し、地域での環境活動などに活用していただいています。城南衛生管理組合の分析では、現在も燃やすごみへの紙ごみ含有量は相当程度あることから、紙ごみの集団回収をより一層推進するよう啓発する必要があります。

パソコンやスマートフォン・携帯電話、デジタルカメラ等の使用済み小型家電製品には金など希少金属が含まれており、その含有量は鉱山から採掘される鉱石よりも多いことから、「都市鉱山」とも呼ばれています。本町では平成27(2015)年からの試行期間を経て、翌年から使用済み小型家電製品の回収を開始しました。現在は回収した小型家電製品を城南衛生管理組合が集約し認定リサイクル事業者に一括で引き渡しているため、回収対象製品を拡大しました。資源循環を促進するため、さらなる回収拡大を図る必要があります。

テレビ、エアコン、洗濯・乾燥機、冷蔵・冷凍庫は家電リサイクル法の規定に基づき処理することが定められていますが、適正な処理が行われないと、フロンガス等の有害物質が放出される場合があります。機械部品等を取り除いたもの

が不法投棄される可能性もあります。また、「不用品回収業者」によるトラブルも発生しており、適正な処理を行うよう啓発を進める必要があります。

小型の電気製品の普及により、充電電池・バッテリーの廃棄も増加していますが、他のごみに混入すると、収集運搬や処理中に火災が発生するため、町では充電電池、バッテリー、ボタン電池を廃水銀製品と同様に役場庁舎で回収しています。住民へは他の廃棄物に混入させないこと、発火事故も多い非純正品を使用しないことなどを周知する必要があります。

他にも廃食用油やペットボトルキャップを地域で拠点回収し、城南衛生管理組合処理場へ搬入された剪定枝はチップ化されて地域住民に配布されており、これらのリサイクルを促進するため、住民に協力を呼び掛ける必要があります。

3 生活環境

3-1 環境汚染の防止

(1) 公害の防止

本町では「宇治田原工業団地」と「緑苑坂テクノパーク」が整備され、多くの事業所が立地しています。これらが設置されるにあたり、河川の水質汚濁や騒音の発生等を防止するため、町と一定の条件を満たす事業者が「宇治田原町環境保全協定」を締結し、法に規定する規制基準を遵守、規制対象項目以外は環境基準を尊重することとしました。それでも、事故による油や濁水の流出が発生した場合は、現地の状況を確認し、油膜の拡散防止等の手立てを講じた上で原因者に指導を行う必要があります。

また、新たに事業場を設置する場合や「特定施設」※33を設置する事業者に対しては、必要な届出等の手続きを行うほか、規制基準の遵守や周辺環境への配慮を求める必要があります。

近年は公害に関するトラブルが減少しているものの、事業所からの騒音や臭気等について苦情があった場合は、当該事業所に対し対策の実施と改善を求める必要があります。

基準に沿った設備以外でごみを焼却すると、大気汚染の原因となることから、野焼きなどを行わず、適切に処理するよう事業者へ啓発する必要があります。

(2) 環境汚染の監視

町では田原川水系及び奥山田水系で水質調査を実施しており、環境基準（水質）を維持するため引き続き監視していく必要があります。

今後、新名神高速道路などの道路網が整備されるとともに、沿線で事業所の設置や開発が促進され、交通量の増加により騒音や大気汚染が発生することが懸念されますが、町が工業団地内で大気質の調査を実施した結果、過去21年間で有害物質が基準値を超えたことはありません。京都府では府内各地に測定ポ

イントを設定し、大気汚染の発生状況を常時監視していますが、本町については周辺地域と比較しても交通量や事業所数が少ないため、深刻な大気汚染が発生する可能性が低いとして、常時監視の対象エリアとはなっていません。今後、交通量や事業所数が増加する場合は、独自に監視することを検討する必要があります。

（３）汚水処理

河川の水質を保全するためには、生活排水や事業所からの排水を適切に処理する必要がありますが、家庭のし尿処理方法は、くみ取りから浄化槽や公共下水道への切り替えが進んでいます。令和４（２０２２）年度の生活排水処理率※³⁴は82.8%まで増加していますが、公共下水道整備区域での下水道未加入世帯の接続と未整備区域での合併処理浄化槽※³⁵への切り替えを促進していく必要があります。また、浄化槽の処理能力を維持するためには年に一度の法定検査を受ける必要があります、適正な処理が維持されるよう結果が不良な管理者に対して改善を指導していく必要があります。

３－２生活環境の保全

（１）ごみのポイ捨て・不法投棄の防止

国道 307 号はごみのポイ捨てが多く、林道で家電製品などの不法投棄が発生しています。

町では「宇治田原町まちをきれいにする推進員」を委嘱し、ごみのポイ捨てや犬のフン放置、落書き行為を発見された場合は町への情報提供をいただいています。実際に推進員からの情報により不法投棄事案が解決した事例もあります。ごみのポイ捨てや犬のフン放置に悩まされている住民へは町から警告看板を提供し、不法投棄が頻発する場所へは「不法投棄重点監視区域」看板を設置しています。

道路や河川等に不法投棄が行われた場合は管理者が適正に処分していますが、山間部に位置する本町は人目に付きにくい場所に不法投棄が行われることが多く、土地所有者に防止への啓発をする一方で、監視を強化していく必要があります。

（２）地域の美化活動の推進

町内ではボランティア団体が地域の環境美化のため活動されています。また、地域住民が参加する「クリーンキャンペーン」や「道づくり」などの清掃活動を実施されており、物品の提供やごみの回収などにより支援する必要があります。

(3) あき地・空家の適正管理

宅地等あき地の雑草が繁茂することで近隣住民に迷惑が及ぶ場合があります。町では「あき地の除草に関する条例」に基づき所有者に対して指導を行います。また、町内でも住民のいない空家が増えており、中には老朽化して倒壊の危険性が指摘されるものもあります。町では、居住可能な空家を「空家バンク」に登録し、居住希望者と所有者の橋渡しをする一方、老朽化した家屋を解体する場合は補助金を交付しています。今後もあき地や空家が増加することが予想されるため、所有者等に適正な管理を求めていく必要があります。

(4) 動物の適正飼育

犬を飼育する場合は狂犬病予防法により登録と予防接種が義務付けられていますが、すべての飼い犬で実施されるよう、地域での集団接種や、飼い主への啓発により接種率の向上を図る必要があります。また、鳴き声などしつけの問題、散歩時のフン放置やノーリードなど、飼い主のモラルやマナーに関する相談・苦情もあるため、適正飼育に関する啓発を進める必要があります。

以前から町内ではたびたび「野犬」※36 の目撃情報があり、保健所へ捕獲を依頼するとともに、情報提供等について連携しています。その起源は捨てられた飼い犬や猟犬と考えられるため、ペットの終生飼育について啓発していく必要があります。

住民から野良猫への餌付けなどについて相談を受けることがありますが、犬と異なり登録の義務がないため、行政では猫の引取や保護を行うことができません。責任をもって飼育することができない猫に対して餌付けしたりしないよう、飼い猫の安全のため室内飼育を推進するよう啓発する必要があります。また、自治体によっては望まぬ繁殖を抑制するため、ペットの去勢・避妊に対して補助金を交付している場合もあり、野良猫問題の解決に向けた方策の一つとして検討します。

4 生物多様性

(1) 自然環境の保全

本町は町域のおよそ7割を森林が占めていますが、近年は開発の進展により、森林面積は減少傾向にあります。それでもなお、集落周辺には山林や農地が広がり、豊かな自然を身近に感じることができます。

生物多様性の保全はその地域にどのような生物が生息しているのか把握できなければ保全することはできません。本町ではこれまで「宇治田原町の野生生物（レッドデータブック）」と「宇治田原町自然環境」を発行していますが、町内全域を対象とした大規模な調査は近年実施されていないため、住民等の協力を得ながら町内の自然環境の実態を調査し、その価値を広く周知する必要があります。

あります。

生物多様性国家戦略 2023-2030 では、自然資本の保全と活用するための行動計画として、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30 目標」に沿って国立公園等の保護地域以外で社寺林や企業有林など幅広い場所を対象に、生物多様性保全に貢献する場所（OECM）として認定するとしており、本町でも、生物多様性地域戦略を策定することで野生生物の過剰採取や区域外からの放出の防止、農薬や肥料を適切に使用した環境負荷の低い農業の振興など、生物多様性の保全を図りながら、地域や住民への生態系サービスの充実を図る必要があります。

（２）開発と保全の調和

今後開発が促進されていくことが予想されますが、開発と保全が調和し、無秩序な開発が行われないう、都市計画で土地利用の在り方を示し、開発計画に対し、生物多様性保全への配慮や緑地等の環境施設の設置などを求め、違法な開発が行われないう、監視や指導を強化する必要があります。

また、公共事業においても、生物多様性の保全に配慮した工法や材料の使用に努める必要があります。

（３）自然とのふれあい

本町では、豊かな自然に触れながら野外活動を行える「末山及びくつわ池自然公園」や、京都モデルフォレスト協会※37 を通じた企業の力で森林整備を行う御林山（町有林）、大阪から東京までを結ぶ「東海自然歩道」、町内の歴史や自然をテーマとした散策ルート「宇治田原歴史の道」が設定されており、これらの施設等を活用し、人々が楽しみながら豊かな自然に触れる機会を設けていく必要があります。

（４）外来生物・有害鳥獣※38 対策

山間部の盆地に位置する本町は、近隣地域と比べ外来種の侵入が少ないと思われませんが、アライグマやヌートリアをはじめ、特定外来生物に指定されている動植物の繁殖が見られます。近年は海外からヒアリ等の侵入が頻発していますが、特定外来生物に指定されている生物の多くは人間の手で移入されたものです。海外との人や物資の往来が活発な現代社会において、外来種の侵入を阻止することは容易ではありませんが、ペットや園芸植物として輸入された生物を野外に放出しないよう心がけるだけで被害を軽減させることができます。また、国内に生息する生物であっても、本来の生息地以外の場所へ移入することは遺伝的攪乱をもたらすおそれもあるため、ペットとして飼育していた動物（哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫、魚類等）や水槽・池などに入れていた植物を野

外に放出しないよう、啓発をする必要があります。

外来生物の把握や駆除方法の検討にあたっては、環境省や京都府等関係機関との連携が必要です。

町内では外来種以外の野生鳥獣の生息数も増加しており、しばしば国道などで鹿による交通事故が発生し、農作物や山林の植物が食害を受けています。山林の下層植生が減少すると保水力が低下し、土砂崩れなどの発生が懸念されます。また、野生動物とともにマダニやヤマビルも増加することになり、野生生物の進出に伴い集落近くでも人に対する被害が増加するおそれがあります。

町内でも耕作放棄地が増加しており、適切な管理が行われず原野化すれば、野生動物にとっても都合のいい環境となり、ますます人間の生活の場に近づきやすくなります。また、人家に隣接している場所では雑草の侵入や花粉・種子の飛来、害虫の発生などが問題となります。農地の集約化や適正管理への支援、後継者の育成などにより耕作放棄地の解消を図るとともに、猟友会等と連携し、地域住民による有害鳥獣対策を支援する必要があります。

5 学習・協働

5-1 環境教育・学習の推進

(1) 環境に関する情報の提供

住民や事業者に対し、環境問題に関する意識を高めるため、また、本町の豊かな自然環境に関する情報をまちの魅力の一つとしてPRするため、様々な媒体を通じて広く情報を発信していく必要があります。

(2) 学びの機会の提供

本町では、住民（成人・子供）に向け、主に教育委員会やエコパートナーシップうじたわらが環境学習の機会を提供してきました。また、森林組合をはじめ、農林業にかかる団体等がイベントなどを開催し、ふるさとの自然にふれる機会を設けてきました。

小中学校では、城南衛生管理組合の施設見学や農園での特産品に関して学び、校区では地域在住の講師を招いて自然環境や環境問題に関する学習会が開催されています。

教育委員会では生涯学習の一環として、町内の自然環境に関する環境学習を、エコパートナーシップうじたわらは「エコクッキング」や、町立保育所への出前講座、自然観察会やハイキングを通じて身近な環境問題について学ぶ機会を設けてきました。しかし、令和2（2020）年以降は新型コロナウイルス感染症の拡大で休止を余儀なくされ、令和4（2022）年度からは感染状況を見ながら屋外で実施できる自然観察会を再開しています。

環境問題に関心を持ち、身近な自然環境等の価値を理解してもらうためには、

町内の環境の現状やどのような生物が生息しているのかなどを知ることが大切であるため、環境に関する学習の機会提供を図っていく必要があります。

5-2 協働による活動の推進

(1) 環境活動への支援

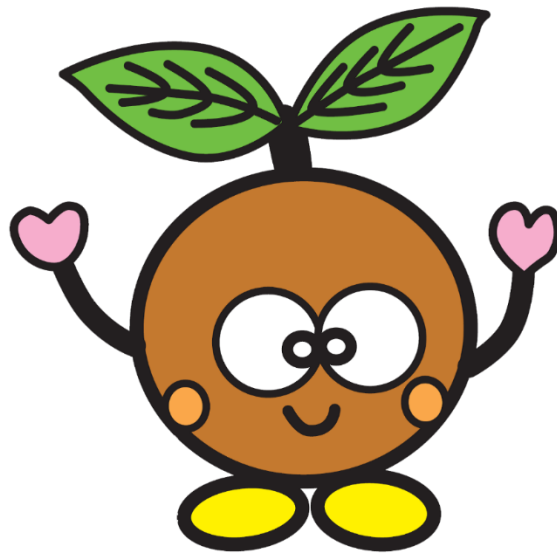
本町では平成16(2004)年、住民・事業者・行政が協働により環境活動に取り組む「エコパートナーシップうじたわら」が設立され、住民に対する啓発活動、環境学習の実施、町内の野生生物の調査等に取り組んでいます。設立当初は約130名の会員数でスタートしましたが、現在は100名程度となっています。近年はコロナ禍で活動機会が減少していたこともあり、今後は入会への動機づけを行うとともに、次代の運営を担う人材の発掘等、会を持続発展させるための方策を検討する必要があります。

町内では環境保全や美化清掃に取り組む団体・グループがありますが、世代交代や人材確保が課題であり、その活動が継続されるためにはどのように支援していくのか検討する必要があります。その一環として、住民や事業者に環境活動への参加に関する情報を提供する必要があります。

(2) 環境基本計画の推進

環境基本計画は進行管理を行いながら推進していく必要があります。計画期間を10年間としています。その間、国や京都府の環境施策、その他環境を取り巻く状況を見ながら、必要な見直しを図る必要があります。

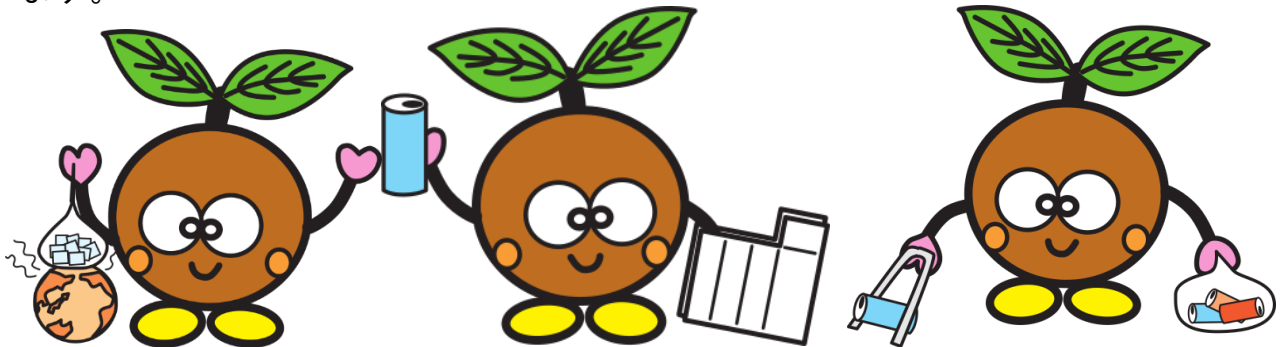
環境基本計画は本町の環境施策の基本方針を示すものであるため、計画に沿って各種環境施策を実施していく必要があります。



宇治田原町のマスコットキャラクター「茶ッピー」

「茶ッピー」は宇治田原町の特産品、お茶の実をモデルにしたマスコットキャラクターで、様々な媒体で活躍する、まちの人気者です。

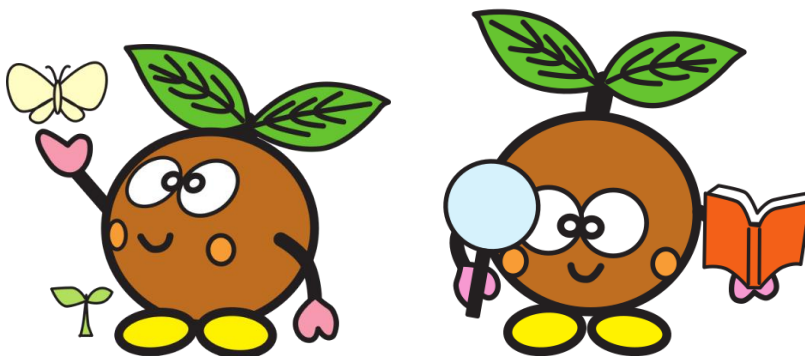
この計画書では、5つの基本理念ごとにいろいろな姿の茶ッピーが登場しています。



暑くなった地球を冷やそう
としている茶ッピー

ごみを減らすためリサイクル
に取り組む茶ッピー

まちをきれいにするため
清掃活動する茶ッピー



いろいろな生き物とふれあ
う茶ッピー

好奇心旺盛に勉強してい
る茶ッピー